

監理団体の業務の運営に関する規程

事業所名 GTJ 協同組合

第1 目的

この規定は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律及びその関係法令（以下「技能実習関係法令」という。）に基づいて、本事業所において監理事業を行うに当たって必要な事項について定めたものである。

第2 求人

- 1 本事業所は、別紙で定める取扱職種の範囲の技能実習に関するものである限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理する。
但し、その申込みの内容が法令に違反する場合、その申込みの内容である賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適当であると認める場合、又は団体監理型実習実施者等が労働条件等の明示をしない場合は、その申込みを受理しない。
- 2 求人の申込みは、団体監理型実習実施者等（団体監理型実習実施者又は団体監理型実習実施者になろうとする者をいう。以下同じ。）、又はその代理人が直接来所して、所定の求人票により申込むものとする。但し、直接来所するのが困難な場合は、郵便、電話、ファックス又は電子メール等で代替しても差し支えない。
- 3 求人申込みの際には、業務の内容、賃金、労働時間、その他の労働条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示するものとする。但し、紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができない場合は、当該明示すべき事項を代替の方法により明示する。
- 4 求人受付の際には、監理費（職業紹介費）を、別紙の監理費表に基づき申し受けるものとする。なお、いったん申し受けた手数料は、紹介の成否にかかわらず返金しない。

第3 求職

- 1 本事業所は、別紙で定める取扱職種の範囲の技能実習に関するものである限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理する。
但し、その申込みの内容が法令に違反するときは、これを受理しない。
- 2 求職申込みは、団体監理型技能実習生等（団体監理型技能実習生又は団体監理型技能実習生になろうとする者をいう。以下同じ。）、又はその代理人（外国の送出機関から

求職の申込みの取次ぎを受けるときは、外国の送出機関)が、直接来所、郵便、電話、ファックス又は電子メールにて、所定の求職票により申込むものとする。

第4 技能実習に関する職業紹介

- 1 団体監理型技能実習生等には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力サポートする。
- 2 団体監理型実習実施者等には、その希望に適合する団体監理型技能実習生等を紹介できるよう極力サポートする。
- 3 技能実習職業紹介に際しては、団体監理型技能実習生等に、技能実習に関する職業紹介において、従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面の交付、又は希望する場合には電子メールにより明示するものとする。但し、技能実習に関する職業紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付又は電子メールによる明示ができないときは、当該明示すべき事項を代替の方法により明示する。
- 4 団体監理型技能実習生等を団体監理型実習実施者等に紹介する場合には、紹介状を発行する。団体監理型技能実習生等はその紹介状をもって団体監理型実習実施者等との面接を行うものとする。
- 5 本事業所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は団体監理型実習実施者等に、技能実習に関する職業紹介をしない。
- 6 就職が決定した場合に、求人者から監理費(職業紹介費)を、別紙の監理費表に基づき申し受けるものとする。

第5 団体監理型技能実習の実施に関する監理

- 1 団体監理型実習実施者が認定計画に従って技能実習を行わせているか等、監理責任者の指揮の下、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則(平成28年法務省・厚生労働省令第3号。以下「主務省令」という。)第52条第1号イからホまでに定める方法(団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあっては、次に掲げる他の適切な方法)によって3か月に1回以上の頻度で監査を行うほか、実習認定の取消し事由に該当する疑いがあると認めたときは、直ちに監査を行う。
- 2 第1号団体監理型技能実習に係る実習監理にあっては、監理責任者の指揮の下、1か月に1回以上の頻度で、団体監理型実習実施者が認定計画に従って団体監理型技能実習を行わせているかについて実地による確認(団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあっては、その他の適切な方法による確認)を行うとともに、団体監理型実習実施者に対し必要な指導を行う。

- 3 技能実習を労働力の需給の調整の手段と誤認させるような方法で、団体監理型実習実施者等の勧誘又は監理事業の紹介をしない。
- 4 第1号団体監理型技能実習にあっては、認定計画に従って入国後講習を実施し、かつ、入国後講習の期間中は、団体監理型技能実習生を業務に従事させない。
- 5 技能実習計画作成の指導に当たって、団体監理型技能実習を行わせる事業所及び団体監理型技能実習生の宿泊施設を実地に確認するほか、主務省令第52条第8号イからハに規定する観点から指導を行う。
- 6 技能実習生の帰国情費（第3号技能実習の開始前の一時帰国を含む。）を負担するとともに技能実習生が円滑に帰国できるよう必要な措置を講じる。
- 7 団体監理型技能実習生との間で認定計画と反する内容の取決めをしない。
- 8 実習監理を行っている団体監理型技能実習生からの相談に適切に応じるとともに、団体監理型実習実施者及び団体監理型技能実習生への助言、指導その他の必要な措置を講じる。
- 9 本事業所内に監理団体の許可証を備え付けるとともに、本事業所内の一般の閲覧に便利な場所に、本規程を掲示する。
- 10 技能実習の実施が困難となった場合には、引き続き技能実習を行うことを希望する技能実習生が技能実習を行うことができるよう、他の監理団体等との連絡調整等を行う。
- 11 上記のほか、技能実習関係法令に従って業務を実施する。

第6 監理責任者

- 1 本事業所の監理責任者は、別紙に定めるものとする。
- 2 監理責任者は、以下に関する事項を統括管理する。
 - (1) 団体監理型技能実習生の受入れの準備
 - (2) 団体監理型技能実習生の技能等の修得等に関する団体監理型実習実施者への指導及び助言並びに団体監理型実習実施者との連絡調整
 - (3) 団体監理型技能実習生の保護
 - (4) 団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報の管理
 - (5) 団体監理型技能実習生の労働条件、産業安全及び労働衛生に関し、技能実習責任者との連絡調整に関すること
 - (6) 国及び地方公共団体の機関、機構その他関係機関との連絡調整

第7 監理費の徴収

- 1 監理費は、団体監理型実習実施者等へあらかじめ用途及び金額を明示した上で徴収する。
- 2 監理費（職業紹介費）は、団体監理型実習実施者等から求人の申込みを受理した時以降に当該団体監理型実習実施者等から、別紙の監理費表に基づき申し受ける。

その額は、団体監理型実習実施者等と団体監理型技能実習生等との間における雇用関係の成立のあっせんに係る事務に要する費用（募集及び選抜に要する人件費、交通費、外国の送出機関へ支払う費用その他の実費に限る。）の額を超えない額とする。

3 監理費（講習費）は、入国前講習に要する費用にあっては入国前講習の開始日以降に、入国後講習に要する費用にあっては入国後講習の開始日以降に、団体監理型実習実施者等から、別紙の監理費表に基づき申し受ける。

その額は、監理団体が実施する入国前講習及び入国後講習に要する費用（監理団体が支出する施設使用料、講師及び通訳人への謝金、教材費、第一号団体監理型技能実習生に支給する手当その他の実費に限る。）の額を超えない額とする。

4 監理費（監査指導費）は、入団体監理型技能実習生が団体監理型実習実施者の事業所において業務に従事し始めた時以降一定期間ごとに当該団体監理型実習実施者から、別紙の監理費表に基づき申し受ける。

その額は、団体監理型技能実習の実施に関する監理に要する費用（団体監理型実習実施者に対する監査及び指導に要する人件費、交通費その他の実費に限る。）の額を超えない額とする。

5 監理費（その他諸経費）は、当該費用が必要となった時以降に団体監理型実習実施者等から、別紙の監理費表に基づき申し受ける。

その額は、その他技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する費用（実費に限る。）の額を超えない額とする。

第8 その他

1 本事業所は、国及び地方公共団体の機関であって技能実習に関する事務を所掌するもの、外国人技能実習機構その他関係機関と連携を図りつつ、当該事業に係る団体監理型実習実施者等又は団体監理型技能実習生等からの苦情があった場合には、迅速に、適切に対応する。

2 雇用関係が成立したら、団体監理型実習実施者等、団体監理型技能実習生等の両方から本事業所に対して、その報告をすることとする。また、技能実習に関する職業紹介されたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったときにも同様に報告をすることとする。

3 本事業所は、団体監理型技能実習生等の方又は団体監理型実習実施者等から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱うものとする。

4 本事業所は、団体監理型技能実習生等又は団体監理型実習実施者等に対し、その申込みの受理、面接、指導、技能実習に関する職業紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切しない。

5 本事業所の取扱職種の範囲等は、別紙のとおりとする。

6 本事業所の業務の運営に関する規定は、以上のことおりであるが、本事業所の業務は、全て技能実習関係法令に基づいて運営されるものである。